

# 認定書

国住参建第141号  
令和8年4月20日

株式会社 LIXIL  
代表執行役 瀬戸 欣哉 様

国土交通大臣 金子 恭之

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第九号の二ロ及び同法施行令第109条の2（20分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

- 認定番号  
EB-2512-1
- 認定をした構造方法等の名称  
複層ガラス入アルミニウム合金製はめ殺し窓
- 認定をした構造方法等の内容  
別添及び別紙の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。  
令和7年10月1日より大臣印の押印が廃止されております。